

令和4年度
第1回 福島地方最低賃金審議会
議 事 録

日 時：令和4年6月1日(水)
13:30～14:00

場 所：3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、鈴木、長谷川、森谷
(労)伊東、大宮、大越、塩澤、高橋
(使)石本、大内、金成、佐藤

1 開 会

(室 長) ただいまから、令和4年度第1回福島地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、4月1日付けで賃金室長となりました福地と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日ご出席いただいております第50期福島地方最低賃金審議会委員の皆様のご任期につきましては、令和5年3月31日までとなっております。

鈴木会長、熊沢会長代理、委員の皆様におかれましては引き続きよろしく願いいたします。

では、これより進行を鈴木会長にお願いしたいと思います。

2 会長挨拶

(会 長) 福島地方最低賃金審議会会長の鈴木でございます。委員の皆様におかれましては、本日お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま室長からお話しがありましたように、第50期の最低賃金審議会の最初の審議会でございます。今年度から新たに委

員になられた方が3名ほど、事務局から紹介もあると思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

円滑な審議会の運営に務めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

昨年度の福島地方最低賃金審議会ですが、中賃からの目安に基づいて、各委員の皆様が真摯に議論を重ねまして、最終的には公益見解に基づき、28円引き上げの828円ということで採決により決着したところでございます。発効日は昨年10月1日でございます。

本年度も、若干勢いが衰えてきたものの、新型コロナウイルスの蔓延の状態は続いておりますし、ロシアのウクライナ侵攻、これも経済にいろいろ影響を及ぼしているところでございます。物価の高騰、材料の調達難、いろいろな面で影響を及ぼしていると思います。

そのような中で、それぞれの立場において、厳しい議論を重ねることになるかと思いますが、私ども、公益側としましては、円滑な審議の進行に努めてまいりますので、ぜひ歩み寄りをいただき、福島県の最低賃金の結論を出していただければと思います。

皆様のご協力をどうかよろしくお願いいたします。

3 局長挨拶

(会長) では、本日の審議会開催にあたりまして、福島労働局長よりご挨拶をお願いします。

(局長) 福島労働局長の河西でございます。

令和4年度の福島地方最低賃金審議会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、1回目の審議会でございます。鈴木会長をはじめ、委員の皆様には、審議会の運営が円滑に進みますよう、改めてよろしくお願いしたいと思います。

さて、昨年度の最低賃金につきましては、経済財政運営と改革の基本方針2021、令和3年6月18日閣議決定において、最低賃金については、賃上げによって、経済を底上げし、新型コロナの中で拡大した格差を是正するため、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指す。ということで、これに沿った形でご審議をお願いし、最終的には10月1日発効ということで、最低賃金が決まったところでございます。

昨年度と同様、今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響といった厳しいものがございますが、会長からもお話がありましたように、これに加えて燃料費や原材料価格の上昇といったような、さらに厳しいものがございます。

今年度においても政府の方針や、中央最低賃金審議会の審議スケジュール等を見つつお諮りしたいと考えております。

最低賃金制度は、労働者のセーフティーネットとして大変重要なものでございます。改めて審議会において十分にご審議いただくことが極めて重要でございます。

事務局といたしましても、円滑な審議に向け、最大限の努力をさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。

4 審議会委員の紹介

(会長) 続きまして、事務局より審議会委員を紹介させていただきます。それでは事務局よりお願いします。

(補佐) 賃金室長補佐の大野木と申します。よろしくお願いいたします。

50期2年目ですが、新たに委員になられた方がいらっしゃいますので、私から、お手元の審議会委員名簿により委員の皆様をご紹介させていただきます。

なお、3名の方が新しく委員になりましたので、紹介した際にご挨拶を頂きたく存じます。よろしくお願いいたします。

まずは公益代表の皆様から。

熊沢透委員、鈴木和郎委員、長谷川珠子委員、森谷吉博委員です。

なお、山野実委員におかれましては、本日欠席されております。

続きまして労働者代表の皆様から。

伊東洋子委員、大越香代子委員。

(大越委員) よろしく申し上げます。

(補佐) 大宮正巳委員。

(大宮委員) よろしく申し上げます。

(補佐) 塩澤基委員、高橋誉委員。

続いて使用者代表の皆様。

まずは、安達和久委員ですが、本日欠席されております。続いて石本健委員。

(石本委員) よろしく申し上げます。

(補佐) 大内淳子委員。

(大内委員) よろしく申し上げます。

(補佐) 金成孝典委員。

(金成委員) よろしく申し上げます。

(補佐) 佐藤卓也委員。

(佐藤委員) 佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(補佐) 次に事務局職員を紹介させていただきます。

労働基準部長、田沼久志。

(基準部長) 田沼です。よろしくお願い申し上げます。

- (補 佐) 地方賃金指導官、二見陽子。
- (指 導 官) 二見と申します。よろしくお願いいたします。
- (補 佐) 以上です。よろしくお願いいたします。

5 定足数の確認

- (会 長) それでは、議事に入る前に定足数の確認をさせていただきます。事務局よろしくお願いいたします。
- (補 佐) 本日は、公益代表の山野委員、使用者代表の安達委員が欠席されていますが委員の3分の2以上のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

6 議 事

- (会 長) それでは、これより議事に入ります。
- 本日予定している議事について、事務局から説明をお願いします。
- (室 長) 本日の審議会において予定しております議事は、福島地方最低賃金審議会運営規程について、福島県最低賃金審議会専門部会の設置及び廃止について、審議会議事録確認者の指名について、資料の説明についてです。

(1) 福島地方最低賃金審議会運営規程の確認について

- (会 長) まず、最初に、福島地方最低賃金審議会運営規程についてお諮りします。

事務局から説明、提案をお願いいたします。

- (室 長) 資料の2ページから4ページをご覧ください。

審議会の議事運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、従来からこの規程を定めています。

規程には、会議の招集、委員の欠席、会議の議事、会議の公開、議事録及び議事要旨、意見の提出が盛り込まれており、昨年と変更点はありませんので、昨年と同じ内容をそのまま案とさせていただきます。

審議会の議事録及び議事要旨、資料の公開方法につきましては、昨年度と同じように福島労働局のホームページに、公開する会議については議事録と資料を、公開しない会議については議事要旨と資料を掲載しております。

本日の第1回審議会から掲載することとしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

(会長) ただいま、説明、提案がありました福島地方最低賃金審議会運営規程案についてご意見ございませんか。

(なし)

(会長) では、特に意見がなければ承認することとしてよろしいでしょうか。

【 異議なしの声 】

(会長) それでは、案のとおり承認することといたします。

(2) 福島地方最低賃金審議会専門部会の設置及び廃止について

(会長) 次に、議事の2福島地方最低賃金審議会専門部会の設置及び廃止についてお諮りします。

事務局から説明、提案をお願いいたします。

(室長) 最低賃金法第25条第1項において、必要に応じ、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができるとされ、同条第2項において、最低賃金の改正決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないと規定されています。

この場合、公示手続きなどで部会設置に相当の期間を要することから、本日の審議会において、最低賃金法第25条第1項

に基づき「専門部会を設置すること」の議決をお願いいたします。

また、設置されました専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項において、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする規定され、専門部会がその任務を終了する前においても、あらかじめ廃止する旨の議決を行うことができると解されていますので、専門部会の廃止の方法についても設置と同様に議決をお願いいたします。

(会長) ただいま、事務局より説明・提案がありました福島地方最低賃金審議会専門部会の設置及び廃止についてご異議ございませんか。

【 異議なしの声 】

(会長) それでは、ご異議ないようですので、最低賃金法の規定に基づき、福島県最低賃金の改正について審議を行う福島地方最低賃金審議会専門部会を設置し、最低賃金の異議申出期間が満了したときに当該専門部会を廃止することとします。

(3) 審議会議事録確認者の指名について

(会長) 続きまして、議事の3審議会議事録確認者の指名を行います。

運営規程第7条では、会長及び会長の指名した委員2人が確認することになっています。労働者側、使用者側から1名ずつ推薦をお願いしたいと思います。

労働者側はいかがでしょうか。

(大越委員) 私、大越が務めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(会長) 使用者側はいかがでしょうか。

(佐藤委員) 佐藤でお願いいたします。

(会 長) それでは 労働者側は大越委員、使用者側は佐藤委員を議事録確認者としますので、よろしく願いいたします。

議事録の確認方法についてお諮りします。事務局案がありましたら説明、提案をお願いいたします。

(室 長) 確認の方法につきまして、昨年はメールにて議事録を送付し確認していただいておりますが、今年は事務局が議事録確認者へ議事録を持参したうえで、直接ご意見等をお伺いしご確認いただく方法が迅速・的確な事務処理となるものと考えておりますので、ご了承をお願いいたします。

(会 長) ただいま、説明がありました議事録の確認方法についてご意見ございませんか。

(な し)

(会 長) それでは、議事録の確認方法につきましては、事務局が議事録確認者へ議事録を持参したうえでご確認いただく方法といたします。

7 配付資料の説明

(会 長) 次に、本日の配付資料について事務局より説明をお願いいたします。

(室 長) それでは、本日お配りしている資料について説明いたします。

資料の下方中央のページ数で5ページから説明させていただきます。

5ページは、令和3年度の中央最低賃金審議会並びに福島地方最低賃金審議会等の開催状況です。

昨年の中最低賃金審議会では、7月16日に最低賃金改定の目安額の答申がありました。

福島地方最低賃金審議会においては、6月24日・第2回審議会にて県最低賃金の改正諮問、7月26日・第3回審議会にて目

安額の伝達を行い、8月5日・第4回審議会で改正答申が行われました。

福島県最低賃金に係る専門部会での金額審議は、7月27日（第2回専門部会）、8月2日（第3回専門部会）、8月3日（第4回専門部会）の3日間行われました。

6ページは、特定最低賃金専門部会の開催状況です。

5つある特定最低賃金のうち自動車小売業については全会一致により金額改定となりました。

非鉄金属製造業、電子部品等製造業、輸送用機械器具製造業、計量器等製造業については、第3回の専門部会で全会一致に至らず、11月15日の第7回審議会で採決により結審しています。

なお、第1回の特定最低賃金専門部会は例年合同で開催しており、令和3年度も9月22日に5つの専門部会合同で開催しているところです。

7ページは、令和3年度における全国の地域別最低賃金の審議、決定状況です。

福島県は、A～Dの4ランクある目安額の区分のDランクで、令和2年度の金額800円が28円引き上げられて、時間額828円となっています。

全国加重平均は930円、最高額は、東京都の1,041円、最低額は高知、沖縄県の820円で地域間格差は最大で221円、福島県の828円は全国第31位となっています。

令和3年10月1日発効となっています。

8ページは、業務改善助成金の交付申請に係る福島県の令和3年度の決定状況です。

令和3年度における業務改善助成金の交付決定件数は49件で、金額は計46,041千円です。

9 ページは、連合、日本経団連が発表している 2022 年春闘妥結状況（全国）の速報値をまとめたものです。取りまとめ時点で日本経団連については、賃金 500 人未満と年間一時金は未発表となっております。

賃金の 2 段目、連合発表の中小共闘参加組合 300 人未満の 5 月 9 日現在の加重平均、回答妥結状況は、2,292 組合、引上げ率 2.02%、4,997 円となっております。

10～11 ページは、本年 3 月 25 日に連合福島より提出がありました「2022 年度最低賃金行政に関する要請書」の写しです。

12～13 ページは、5 月 25 日に全労連東北地方協議会、全労連北海道地方協議会、福島県労働組合総連合の連名により提出のなされた「最低賃金引き上げと中小企業、小規模事業者支援の拡充、及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請」の写しです。

14～15 ページは、現在までに県内各市町村議会より提出のあった、「令和 3 年度福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書」の提出者一覧です。

59 市町村議会のうち、37 市町村議会から意見書が提出されています。

なお、16 ページに福島市議会の意見書の写を添付しました。

17 ページは、毎月勤労統計調査から見る福島県の賃金（毎月勤労統計調査結果速報からの抜粋）です。

事業所規模 5 人以上の令和 3 年平均の所定内給与は、227,588 円で対前年比、0.6% 増になっています。

18 ページは、福島県最低賃金決定状況の推移となっております。グラフは過去 10 年間のものです。

直前の3年間でみますと、引上げ率は、令和元年、3.37%・2年、0.25%、3年3.50%で、この3年間で7.25%、額にして56円引上げられています。

19ページから23ページまでは、本年3月25日に行われた2022年度特定最低賃金5業種の『金額改正申し出』の意向表明書の写しです。

なお、特定最低賃金の改正申出書の提出は、7月19日（火）に行われる予定となっています。

最後に、資料の後ろに添付のリーフレットは、現行の福島県最低賃金に関する広報用チラシ（本省作成版と福島労働局作成版）と業務改善助成金の通常コースと特例コースの広報用チラシです。

通常コースの申請期限は令和5年1月31日、特例コースの申請期限は令和4年7月29日となっております。

配付資料の説明は以上です。

（会長） 只今の説明で質問等ございますか。

（石本委員） 業務改善助成金について教えていただきたいのですが、4年度の助成金の案内で、申請期限が令和5年1月31日となっておりますが、例年ですと8月に最低賃金が決まって10月から施行ということですが、9月中に最低賃金が28円あがったが、30円以上上がれば対象になるという理解でよいのでしょうか。

（室長） はい。30円以上上がれば対象ということです。

（石本委員） 要するに、法定と同じだったとすると法定よりも2円以上上がれば対象になるということですね。

今828円ですが、例えば、今年32円になったということで、最低賃金が860円になった。ある事業所では、今までは830円だったが860円に合わせたということだと、30円

しか上がっていないわけですが、この場合も対象になるということ
ことでよろしいのでしょうか。

(室 長) 対象になります。

(石本委員) ありがとうございます。

8 第2回福島地方最低賃金審議会の開催について

(会 長) 次に、次回の福島地方最低賃金審議会等の開催について事務局より説明をお願いします。

(室 長) 第2回福島地方最低賃金審議会を7月4日(月)午後1時30分から、場所は、本日と同じ3階共用会議室となります。同審議会において、福島労働局長から福島県最低賃金の改正諮問が行われる予定です。

(会 長) その他、全体を通しましてご意見等があれば発言をお願いします。

9 閉 会

(会 長) 特にないようですので、これにて本日の審議会を閉会といたします。ありがとうございました。